

福島県談合情報処理要領及び福島県入札制度等監視委員会 運営規程の一部改正について（案）

令和3年7月 福島県入札監理課

1 一部改正の概要

県が実施する入札において談合情報があった場合、県は福島県談合情報処理要領（以下「要領」という。）に基づき、また、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）は福島県入札制度等監視委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第7条に基づき、県が委員会に諮りながら対応することとしています。

現要領において委員会事務局の作業を規定するなど、運営規程第7条との関係性が不明確な箇所がありますので、要領及び運営規程第7条を一部改正し、県と委員会との関係性や役割をより明確にします。

【主な改正内容】

（1）要 領

- ①運営規程第7条との関係性の明確化（第2の2(1)、第3 修正）
- ②委員会事務局の作業項目の削除（現要領第2の3 削除）
- ③事情聴取書（様式第2号）の作成の明示（第3の1(4) 追加）
- ④構成の整理（現要領第2の4 構成見直し）
- ③文言の整理

（2）運営規程

- ①調査審議と事前調査審議の区分け（第7条2号 修正）
- ②文言の整理

（3）その他

- ①県と委員会の役割と関係性を明示したフロー図の作成

2 適用年月日

令和3年7月下旬施行予定

福島県談合情報処理要領 新旧対照表（案）

新	旧
<p>福島県談合情報処理要領</p> <p>第1 目的 この要領は、県が_____実施する又は実施した入札において、談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応について定めることを目的とする。</p> <p>第2 _____談合情報の取り扱い</p> <p>1 談合情報の確認、調書の作成、報告 県の機関が、談合情報を受けたときは以下のとおり対応する。なお、談合情報の確認に当たっては、情報提供者が報道機関である場合____、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するなど、可能な限り情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(1) 入札執行権者又は発注者（物品購入においては物品管理権者）（以下「発注者」という。）に談合情報が寄せられた場合 _____直ちに____情報__提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者が受けた場合は発注者（発注者が受けた場合は入札執行権者）、当該工事等の予算を主管する課長（以下「予算主管課長」という。）及び入札監理課長に報告する_____。</p> <p>(2) 入札監理課に談合情報が寄せられた場合 _____直ちに____情報__提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、<u>発注者</u>及び予算主管課長に報告す</p>	<p>福島県談合情報処理要領</p> <p>第1 目的 この要領は、県が<u>契約締結のために</u>実施する又は実施した入札において、談合に関する情報_____があった場合の対応について定めることを目的とする。</p> <p>第2 対応方法 _____</p> <p>1 ____情報の確認、調書の作成_____</p> <p>_____談合情報を受けた場合の情報の確認及び調書の作成については、以下のとおりとする。なお、____情報の確認に当たっては、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請し、<u>できる</u>限り情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(1) 入札執行権者又は<u>工事執行権者</u> _____に談合情報が寄せられた場合 <u>談合情報を受けたときは、直ちに当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者が受けた場合は工事執行権者（工事執行権者が受けた場合は入札執行権者）、当該工事等の予算を主管する課長（以下「予算主管課長」という。）及び入札監理課長に送付するものとする。</u></p> <p>(2) 入札監理課に談合情報が寄せられた場合 <u>談合情報を受けたときは、直ちに当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、工事執行権者及び予算主管課長に</u></p>

る_____。

(3) 上記以外の県の機関に談合情報が寄せられた場合

_____直ちに_____情報_____提供者の身元、氏名、連絡先等を確認するとともに入札監理課に報告する_____。

報告を受けた入札監理課は、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、発注者及び予算主管課長に報告する_____。

2 _____福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）への報告

(1) 委員会委員長（以下「委員長」という。）への報告

入札監理課長は、談合情報を確認し、次の「談合情報の判断基準」に合致するときは、委員長へ談合情報を報告する。

(2) 談合情報の判断基準

談合情報が、情報提供者の氏名等が明らかであるか否かにかかわらず、具体的な工事等名及び落札予定業者名を含み、かつ、以下のいずれかの事項を含む場合_____。

ア 予定落札金額又は予定落札率

イ 談合に関与した業者名

ウ 談合が行われた日時、場所、談合の方法

エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

送付するものとする。

(3) 上記以外の県の機関に談合情報が寄せられた場合

談合情報を受けた場合は、直ちに当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに入札監理課に通報するものとする。

通報を受けた入札監理課は、_____談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、工事執行権者及び予算主管課長に送付するものとする。

2 対応の判断基準

_____情報提供者の氏名等が明らかであるか否かにかかわらず、具体的な工事等名及び落札予定業者名を含む情報で、かつ、次のいずれかの事項を含む場合には、第2の1の対応をするものとする。

(1) 予定落札金額又は予定落札率

(2) 談合に関与した業者名

(3) 談合が行われた日及び場所並びに談合の方法

(4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

3 入札制度等監視委員会への報告

入札監理課長は、速やかに談合情報を入札制度等監視委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告し、入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）又は委員会の部会（以下「部会」という。）の開催について委員長から指示を受けるものとする。

4 談合情報がない場合の入札の対応

入札執行権者は、すべての入札において入札金額に法則性や不自然な状況がないかどうかを確認し、法則性等を確認した場合には談

第3 委員会の対応

福島県入札制度等監視委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第7条に規定する入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議について、次のとおり対応する。

1 入札執行前に談合情報があった場合

(1) 落札決定の保留

原則として開札は予定どおり実施する。ただし、落札決定は保留する。

(2) 過去の入札結果の分析

発注者は、過去3年分の同一路河川、同種工事などの入札結果を分析し、その結果をまとめる。

(3) 入札金額及び見積内訳書等の分析

入札執行権者は、発注者の協力を得て、入札金額に法則性や不自然な状況の有無等を分析し、その結果をまとめる。

また、入札執行権者と発注者は、互いに協力し、全ての応札者の見積内訳書（見積内訳書の提出を義務づけていない場合は、入札執行権者が応札者に対し速やかに見積内訳書等積算の根拠となる書類の提出を求める。）を分析し、その結果をまとめる。

(4) 事情聴取

入札監理課は、入札執行権者と発注者の協力を得て、談合情報

合情報があった場合と同様に第3の具体的な対応を取るものとする。

第3 具体的な対応

談合情報

については、次のとおり対応するものとする。

1 入札執行前に談合情報があった場合

(1) 過去の入札結果の分析

工事執行権者は、過去3年分の同一路河川、同種工事などの入札結果を分析し、その結果をまとめる。

(2) 開札（入札金額の分析）

入札執行権者は、必要に応じて工事執行権者の協力を得ながら、入札金額に法則性や不自然な状況がないかどうかを分析し、その結果をまとめる。

(3) 見積内訳書等の確認

見積内訳書等の提出を義務付けている場合には、入札執行権者及び工事執行権者は、すべての入札者の見積内訳書等の確認を行い、その結果をまとめるものとする。

また、見積内訳書等の提出を義務付けていない場合には、入札執行権者は応札者に対し速やかに見積内訳書等積算の根拠となる資料の提出を求め、工事執行権者の協力を得て、すべての入札者の提出資料の確認を行い、その結果をまとめるものとする。

に関係する企業、個人、入札・発注事務担当等から聞き取り調査を行い事情聴取書（様式第2号）にとりまとめ、その内容を分析する。

(5) 委員会等への報告・説明

入札監理課長は、上記(2)から(4)の分析結果とその分析結果に関する意見を付した談合情報報告書（任意様式）を作成し、委員会又は委員会の談合等調査部会（以下「部会」という。）において説明する。

(6) 委員会等の調査審議への協力

県の機関は、委員会又は部会からの必要な書類の提出や説明等の依頼に協力しなければならない。

(7) 対応の決定

ア 入札執行権者は、運営規程第7条第3号の事前調査結果報告書を受けたときは、落札者決定の手続きを行う。

イ 入札執行権者は、運営規程第7条第5号の調査結果報告書を受けたときは、次のとおり取り扱う。

(ア) 入札を無効とすべきという意見が出されたときは、当該入札を無効とする。

(イ) (ア) 以外の意見のときは、落札者決定の手続きを行う。

(8) 公正取引委員会等捜査機関への通報

入札監理課長は、運営規程第7条5号の調査結果報告書を受けたときは、談合情報通知書（様式第3号）に以下の書類を添えて公正取引委員会、警察本部へ通報又は情報提供する。

ア 談合情報報告書の写し

(4) 委員会への報告・説明

入札監理課長は、上記(1)から(3)までの分析結果とその分析結果に関する意見を付した談合情報報告書を作成し、委員会又は部会において、談合情報等について説明するものとする。

(5) 委員会等の調査審議への協力

入札監理課長、入札執行権者及び工事執行権者は、委員会又は部会から必要な書類等の提出を求められた場合は、協力しなければならない。

また、工事執行権者は、入札執行権者から(2)、(3)の協力を求められた場合は、協力をしなければならない。

(6) 対応の決定

ア 入札執行権者は、委員会又は部会において調査の必要がないとされた場合には、当該意見を尊重し、落札者決定の手続きを行うものとする。

イ 入札執行権者は、委員会又は部会の調査に基づく意見の内容に応じ次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 入札を無効とすべきという意見が出された場合、当該入札を無効とする。

(イ) (ア) 以外の意見の場合は、落札者決定の手続きを行うものとする。

(7) 公正取引委員会等捜査機関への通報

入札監理課長は、談合情報通知書（様式第3号）に以下のaからdの書類を添えて公正取引委員会等へ通報又は情報提供をするものとする。

a 談合情報報告書の写し

イ 入札執行調書の写し

ウ 過去の入札結果の分析、入札金額及び見積内訳書等の分析結果の写し

エ 事情聴取書の写し

2 入札執行後に談合情報があった場合

(1) 契約締結前の場合

発注者は、直ちに契約締結の事務を保留する。その上で第3の1(2)から(8)を行う。この場合_____、第3の1(7)の「入札執行権者」_____とあるのは「発注者」と、「落札者決定」とあるのは「契約締結」と読み替える_____。

(2) 契約締結後の場合

_____第3の1(2)から(8)を行う。この場合_____、第3の1(7)の「入札執行権者」_____とあるのは「発注者」と、「落札者決定」とあるのは「契約継続」と読み替え、第3の1(7)イ(ア)の「_____入札とあるのは「_____契約」と、「無効とする」とあるのは「契約継続又は契約解除する」と_____読み替える_____。

談合情報が工事等に関するもので第3の1(7)イ(ア)に該当するときは、_____当該工事等を一時中止させることができる_____。

(3) 第3の2(2)「契約継続又は契約解除」の判断について

発注者は、第3の2(2)の「契約継続又は契約解除」の判断を行うときは、契約の進捗状況、契約解除に伴う県民の生活、安全等の影響を考慮するとともに、委員会又は部会の意見を尊重し、総合的に判断する_____。この場合_____、発注者は_____予算主管課長を経由し入札監理課長と協議する_____。

b 入札執行調書の写し

c 過去の入札結果の分析、開札結果分析及び見積内訳書の確認結果の写し

d 事情聴取書の写し

2 入札執行後に談合情報があった場合

(1) 契約締結前の場合

契約権者は、直ちに契約締結の事務を保留し、_____第3の1(1)から(6)までの対応を取るものとする。この場合においては、_____「入札執行権者」及び「工事執行権者」を「契約権者」_____と読み替えるものとする。

(2) 契約締結後の場合

契約権者は、第3の1(1)から(6)までの対応を取るものとする。この場合においては、_____「入札執行権者」及び「工事執行権者」とあるのは「契約権者」と_____、第3の1(6)の「当該入札」とあるのは「当該契約」と、「入札無効」とあるのは「契約継続又は契約解除」と、「落札者決定」とあるのは「契約継続」とそれぞれ読み替えるものとする。

談合情報が工事_に関するもので第3の1(6)イ(ア)に該当する場合には、必要に応じて当該工事の施工中断を指示することができるものとする。

(3) _____

契約権者は、第3の2(2)の契約継続又は契約解除の判断を行う際には、契約の進捗状況、契約解除に伴う県民の生活、安全等の影響を想定するとともに、委員会又は部会の意見を尊重し、総合的に判断するものとする。この場合において、_____県民の生活、安全等の影響に関する判断が困難なときは、予算主管課長を経由し入札監理課長に協議するものとする。

第4 全ての入札の対応

入札執行権者は、全ての入札において法則性や不自然な状況の有無等を確認し、法則性等を確認したときは談合情報があった場合と同様に発注者、予算主管課長、入札監理課長に報告する。報告を受けた入札監理課長は委員長へ速やかに報告するものとする。

第5 ــــــــــــــــــــــــــــــــ 其他

1 見積内訳書等の確認

第3の1(3)で規定する見積内訳書等の確認は、「記載項目や内容の表現が同一である」「工事種別の細目が同一である」「筆跡が同一である」など談合の事実の有無を確認する視点で ــــــــــــــــ 行うものとする。

2 其他

この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月 ــــــــ 日から施行する。

第4 個別手続の手順等

1 見積内訳書等の確認等

ــــــــــــــــ 見積内訳書等の確認は、 ــــــــــــــــ

次の観点から確認

・分析を行うものとする。

(1) 談合の事実の有無を確認するためのものであり、見積内容を確認することに主目的があるわけではないこと。

(2) 筆跡が同一である。記載項目や内容の表現が同一である。工事種別の細目が同一である。等の有無を確認すること。

2 談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応

談合情報が入札日当日に寄せられた場合は、第3の2(1)により対応するものとする。

3 其他

この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

福島県入札制度等監視委員会運営規程 新旧対照表（案）

新	旧
<p>福島県入札制度等監視委員会運営規程</p>	<p>福島県入札制度等監視委員会運営規程</p>
<p>第1条～第6条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p>
<p>（入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議の方法）</p>	<p>（入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議の方法）</p>
<p>第7条 委員会は、入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議をするものとする。</p>	<p>第7条 委員会は、入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議をするものとする。</p>
<p>一 福島県談合情報処理要領第2の2 及び第4の規定により、委員長に談合情報等の報告があった場合には、委員長は速やかに談合等調査部会（以下この条において「部会」という。）の部会長に部会の招集を求め、部会長は速やかに部会を招集するものとする。</p> <p>二 前号の規定により招集された部会は、事務局が準備した資料その他部会が指示する資料により事務局及び県の機関から説明を受け、調査審議の要否について事前調査審議する。</p> <p>三 前号に規定する事前調査審議の結果、部会が調査審議を要しないと決定した場合には、部会長は、速やかに事前調査結果報告書を作成し委員長及び知事に報告しなければならない。</p> <p>四 第2号に規定する事前調査審議の結果、部会が調査審議を要すると決定した場合には、部会は、事務局、県の機関その他関係者等から説明等を聴き、又は必要な書類の提出を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。</p> <p>五 前号に規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければ</p>	<p>一 福島県談合情報処理要領第2の3又は第3の1の(4)（第3の2の(1)及び(2)の規定により準用する場合を含む。） の規定により、委員長に談合情報等の報告があった場合には、委員長は速やかに談合等調査部会（以下この条において「部会」という。）の部会長に部会の招集を求め、部会長は速やかに部会を招集するものとする。</p> <p>二 前号の規定により招集された部会は、事務局が準備した資料その他部会が指示する資料により事務局及び県の機関から説明を受け、調査に値するものかを調査審議する。</p> <p>三 前号に規定する調査審議の結果、部会が調査に値しないと決定した場合には、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成し委員長及び知事に報告しなければならない。</p> <p>四 第2号に規定する調査審議の結果、部会が調査に値すると決定した場合には、部会は、事務局、県の機関その他関係者等から説明等を聴き、又は必要な書類の提出を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。</p> <p>五 前号に規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければ</p>

ならない。

- 六 第1号から前号までの規定にかかわらず、委員長が委員会で調査審議することが適当であると認めるときは、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。この場合において、第2号から第4号中「部会」とあるのは、「委員会」と、第3号及び第5号中「部会長」とあるのは「委員長」と、_____「委員長及び知事」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。
- 七 第5号の規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認められた場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求め、委員長は速やかに委員会を招集する。
- 八 前号の規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。
- 九 前号に規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

第8条、第9条（略）

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月26日から施行する。
- 2、3（略）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月 _____ 日から施行する。

ならない。

- 六 第1号から前号までの規定にかかわらず、委員長が委員会で調査審議することが適当であると認めるときは、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。この場合において、第2号から第4号中「部会」とあるのは、「委員会」と、第3号及び第5号中「部会長」とあるのは「委員長」と、第5号中「委員長及び知事」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。
- 七 第5号の規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認められた場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求め、委員長は速やかに委員会を招集する。
- 八 前号の規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。
- 九 前号に規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

第8条、第9条（略）

附 則

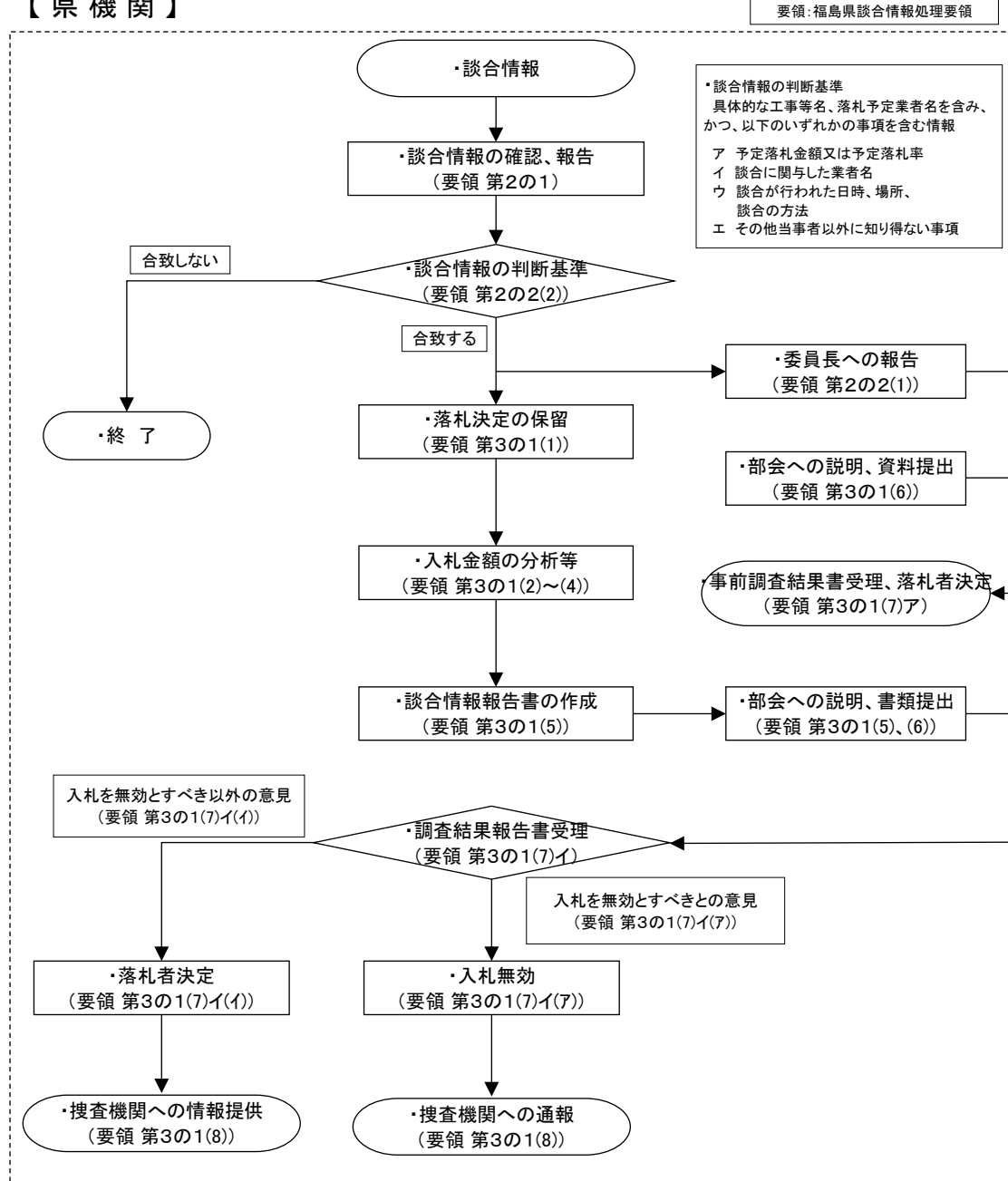
- 1 この規程は、平成19年4月26日から施行する。
- 2、3（略）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

談合情報対応フロー図

【 県 機 関 】

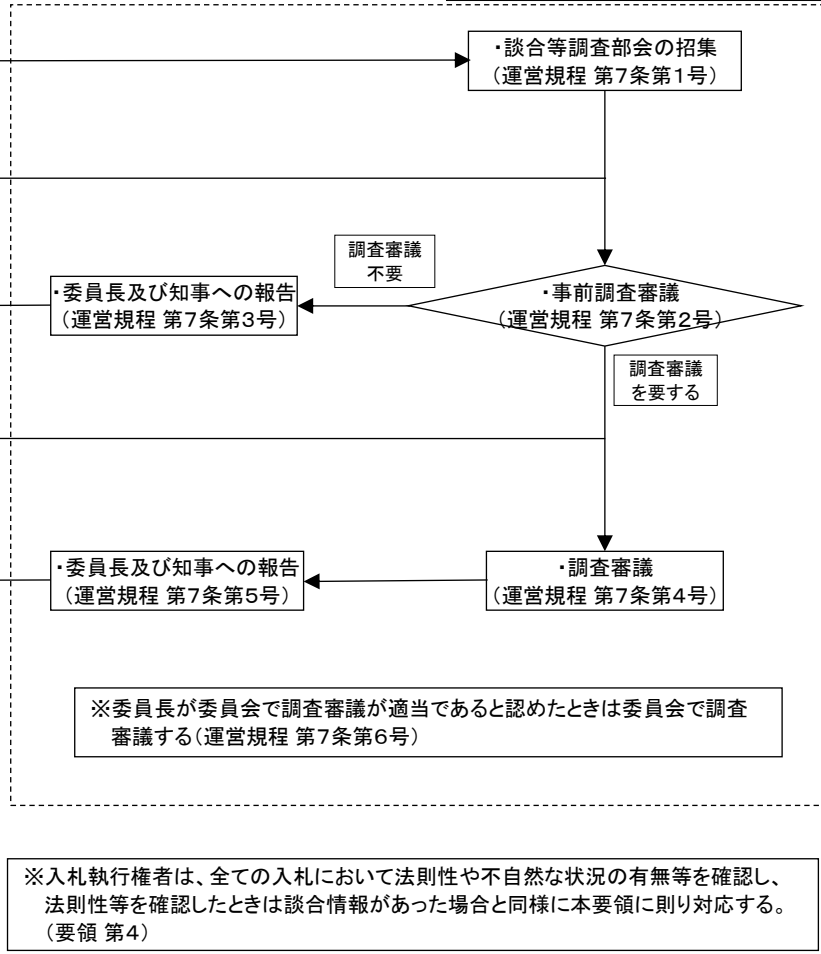


※本フロー図は入札執行前に談合情報があったケースを記載している。入札執行後に談合情報があった場合は以下のとおり対応する。

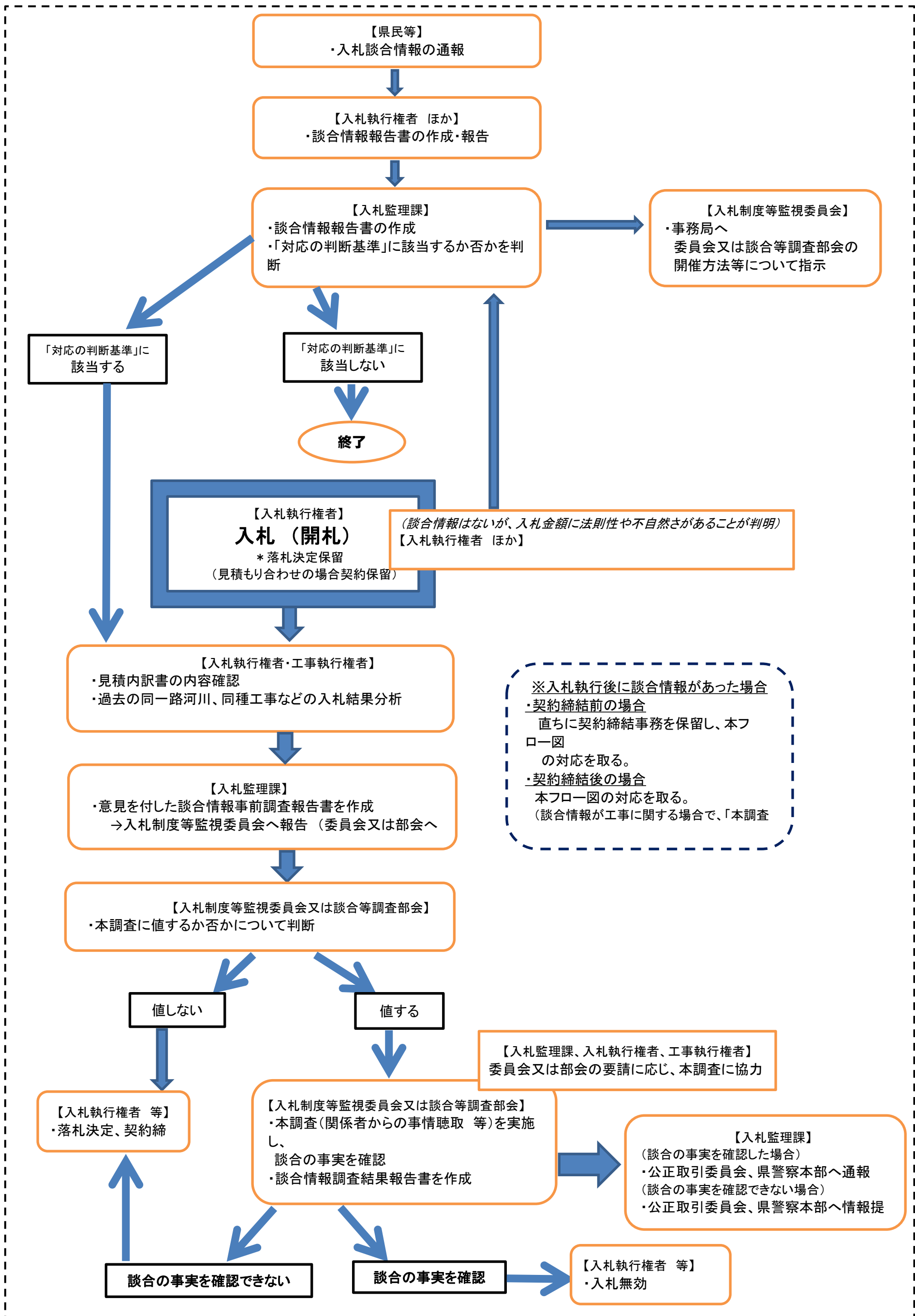
(1) 契約締結前
 ・「落札決定の保留」を「契約締結の保留」に読み替える。(要領 第3の2(1))
 ・「落札者決定」を「契約継続」と読み替える。(要領 第3の2(2))

(2) 契約締結後
 ・「落札決定の保留」を削除する。
 ・「入札無効」を「契約継続又は契約解除」と読み替え、「落札者決定」を「契約継続」と読み替える。(要領 第3の2(2))
 ・「契約継続又は契約解除」の判断については、県民生活や安全の影響部会の意見等を総合的に判断する。(要領 第3の2(3))

【入札制度等監視委員会】



■談合情報対応フロー図



福島県談合情報処理要領（案）

第1 目的

この要領は、県が実施する又は実施した入札において、談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応について定めることを目的とする。

第2 談合情報の取り扱い

1 談合情報の確認、調書の作成、報告

県の機関が、談合情報を受けたときは以下のとおり対応する。なお、談合情報の確認に当たっては、情報提供者が報道機関である場合、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するなど、可能な限り情報の把握に努めるものとする。

(1) 入札執行権者又は発注者（物品購入においては物品管理権者）（以下「発注者」という。）に談合情報が寄せられた場合

直ちに情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者が受けた場合は発注者（発注者が受けた場合は入札執行権者）、当該工事等の予算を主管する課長（以下「予算主管課長」という。）及び入札監理課長に報告する。

(2) 入札監理課に談合情報が寄せられた場合

直ちに情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、発注者及び予算主管課長に報告する。

(3) 上記以外の県の機関に談合情報が寄せられた場合

直ちに情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認するとともに入札監理課に報告する。

報告を受けた入札監理課は、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、発注者及び予算主管課長に報告する。

2 福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）への報告

(1) 委員会委員長（以下「委員長」という。）への報告

入札監理課長は、談合情報を確認し、次の「談合情報の判断基準」に合致するときは、委員長へ談合情報を報告する。

(2) 談合情報の判断基準

談合情報が、情報提供者の氏名等が明らかであるか否かにかかわらず、具体的な工事等名及び落札予定業者名を含み、かつ、以下のいずれかの事項を含む場合。

ア 予定落札金額又は予定落札率

イ 談合に関与した業者名

ウ 談合が行われた日時、場所、談合の方法

エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

第3 委員会の対応

福島県入札制度等監視委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第7条に規定する入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議について、次のとおり対応する。

1 入札執行前に談合情報があった場合

(1) 落札決定の保留

原則として開札は予定どおり実施する。ただし、落札決定は保留する。

(2) 過去の入札結果の分析

発注者は、過去3年分の同一路河川、同種工事などの入札結果を分析し、その結果をまとめる。

(3) 入札金額及び見積内訳書等の分析

入札執行権者は、発注者の協力を得て、入札金額に法則性や不自然な状況の有無等を分析し、その結果をまとめる。

また、入札執行権者と発注者は、互いに協力し、全ての応札者の見積内訳書（見積内訳書の提出を義務づけていない場合は、入札執行権者が応札者に対し速やかに見積内訳書等積算の根拠となる書類の提出を求める。）を分析し、その結果をまとめる。

(4) 事情聴取

入札監理課は、入札執行権者と発注者の協力を得て、談合情報に係る企業、個人、入札・発注事務担当等から聞き取り調査を行い事情聴取書（様式第2号）にとりまとめ、その内容を分析する。

(5) 委員会等への報告・説明

入札監理課長は、上記(2)から(4)の分析結果とその分析結果に関する意見を付した談合情報報告書（任意様式）を作成し、委員会又は委員会の談合等調査部会（以下「部会」という。）において説明する。

(6) 委員会等の調査審議への協力

県の機関は、委員会又は部会からの必要な書類の提出や説明等の依頼に協力しなければならない。

(7) 対応の決定

ア 入札執行権者は、運営規程第7条第3号の事前調査結果報告書を受けたときは、落札者決定の手続きを行う。

イ 入札執行権者は、運営規程第7条第5号の調査結果報告書を受けたときは、次のとおり取り扱う。

(ア) 入札を無効とすべきという意見が出されたときは、当該入札を無効とする。

(イ) (ア) 以外の意見のときは、落札者決定の手続きを行う。

(8) 公正取引委員会等捜査機関への通報

入札監理課長は、運営規程第7条5号の調査結果報告書を受けたときは、談合情報通知書（様式第3号）に以下の書類を添えて公正取引委員会、警察本部へ通報又は情報提供する。

ア 談合情報報告書の写し

イ 入札執行調書の写し

ウ 過去の入札結果の分析、入札金額及び見積内訳書等の分析結果の写し

エ 事情聴取書の写し

2 入札執行後に談合情報があった場合

(1) 契約締結前の場合

発注者は、直ちに契約締結の事務を保留する。その上で第3の1(2)から(8)を行う。この場合、第3の1(7)の「入札執行権者」とあるのは「発注者」と、「落札者決定」とあるのは「契約締結」と読み替える。

(2) 契約締結後の場合

第3の1(2)から(8)を行う。この場合、第3の1(7)の「入札執行権者」とあるのは「発注者」と、「落札者決定」とあるのは「契約継続」と読み替え、第3の1(7)イ(ア)の「入札」とあるのは「契約」と、「無効とする」とあるのは「契約継続又は契約解除する」と読み替える。

談合情報が工事等に関するもので第3の1(7)イ(ア)に該当するときは、当該工事等を一時中止させることができる。

(3) 第3の2(2)「契約継続又は契約解除」の判断について

発注者は、第3の2(2)の「契約継続又は契約解除」の判断を行うときは、契約の進捗状況、契約解除に伴う県民の生活、安全等の影響を考慮するとともに、委員会又は部会の意見を尊重し、総合的に判断する。この場合、発注者は予算主管課長を経由し入札監理課長と協議する。

第4 全ての入札の対応

入札執行権者は、全ての入札において法則性や不自然な状況の有無等を確認し、法則性等を確認したときは談合情報があった場合と同様に発注者、予算主管課長、入札監理課長に報告する。報告を受けた入札監理課長は委員長へ速やかに報告するものとする。

第5 その他

1 見積内訳書等の確認

第3の1(3)で規定する見積内訳書等の確認は、「記載項目や内容の表現が同一である」「工事種別の細目が同一である」「筆跡が同一である」など談合の事実の有無を確認する視点で行うものとする。

2 その他

この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月 日から施行する。

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名 等	
入 札 (予 定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	
受 信 者	
情 報 手 段	・ 電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道 ・ 電子メール
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
入札結果等に関する意見	
当該案件の問合せ先	

事 情 聴 取 書

工 事 名 等	
業 者 名	
事情聴取を受けた者	
事 情 聴 取 者	
事 情 聴 取 日 時	年 月 日 時 分
事 情 聴 取 場 所	

質 問	聴 取 内 容

※ 質問事項は、寄せられた情報等によって適宜設定すること。

公正取引委員会事務総局東北事務所長 様

福 島 県 知 事

工事等の入札に関する談合情報について（通知）

当県発注の下記工事等の入札に関する談合情報について、下記資料を添えて通知します。

記

1 工事等概要（※工事以外は記入不要）

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 発注種別

2 送付書類

- (1) 談合情報報告書（写）
- (2) 事情聴取書（写）
- (3) 入札執行調書（写）
- (4) その他

3 経 過

福島県入札制度等監視委員会運営規程（案）

第1条～第6条（略）

（入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議の方法）

第7条 委員会は、入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議をするものとする。

- 一 福島県談合情報処理要領第2の2及び第4の規定により、委員長に談合情報等の報告があった場合には、委員長は速やかに談合等調査部会（以下この条において「部会」という。）の部会長に部会の招集を求め、部会長は速やかに部会を招集するものとする。
- 二 前号の規定により招集された部会は、事務局が準備した資料その他部会が指示する資料により事務局及び県の機関から説明を受け、調査審議の要否について事前調査審議する。
- 三 前号に規定する事前調査審議の結果、部会が調査審議を要しないと決定した場合には、部会長は、速やかに事前調査結果報告書を作成し委員長及び知事に報告しなければならない。
- 四 第2号に規定する事前調査審議の結果、部会が調査審議を要すると決定した場合には、部会は、事務局、県の機関その他関係者等から説明等を聴き、又は必要な書類の提出を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。
- 五 前号に規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければならない。
- 六 第1号から前号までの規定にかかわらず、委員長が委員会で調査審議することが適当であると認めたときは、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。この場合において、第2号から第4号中「部会」とあるのは「委員会」と、第3号及び第5号中「部会長」とあるのは「委員長」と、「委員長及び知事」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。
- 七 第5号の規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認めた場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求め、委員長は速やかに委員会を招集する。
- 八 前号の規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。
- 九 前号に規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

第8条、第9条（略）

附 則

1 この規程は、平成19年4月26日から施行する。

2、3（略）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月 日 から施行する。